

職員の特殊勤務手当に関する意見の申出の概要

令和3年1月7日
埼玉県人事委員会

1 意見の申出

地方公務員法第8条第1項第3号の規定に基づき、議会及び知事に意見を申し出るもの

<参考：地方公務員法第8条第1項>

- 3 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

2 申出の理由

年々増加する児童虐待への対応及び防止対策を強化するため、国においては「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の策定、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」等により、児童相談所の体制強化に係る措置等を定め、児童相談所職員の処遇改善について検討を行うこととした。

これを受け、国においては、厚生労働省子ども家庭局長通知（令和2年2月21日付け子発0221第5号）を発出し、児童相談所に勤務する児童福祉司等の処遇改善を図るため、令和2年度から特殊勤務手当の額を拡充することとした。

本県においても、児童虐待への対応は喫緊の課題であり、児童相談所に勤務する児童福祉司等は、児童虐待相談対応件数の増加等に伴う業務量の増大や休日・夜間にかかわらず、子どもの安全確保を最優先に対応しなければならないこと等により、業務の特殊性、困難性が増加している。そのため、国の措置内容を踏まえ、特殊勤務手当のうち福祉保健業務手当について、必要な措置を講ずることが適当である。

3 申出の内容

福祉保健業務手当を規定している「職員の特殊勤務手当に関する条例」を次のように改正すること。

(1) 改正内容

児童相談所に勤務する児童福祉司又は判定を行う所員が、社会福祉に関する業務に従事したときに支給する福祉保健業務手当を、業務に従事した月1月につき20,000円に引上げ

(2) 実施時期

令和2年4月1日

4 申出日

令和3年1月7日